長生村木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

平成２２年３月１６日

告示第６号

（趣旨）

第１条　この要綱は、村民の防災意識及び木造住宅の耐震性の向上を図り、もつて災害に強い安全なまちづくりを促進するため、既存の木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を予算の範囲以内において、補助金として交付することについて、長生村補助金等交付規則（平成１８年長生村規則第１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　木造住宅　人の居住の用に供する建築物で、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第５号に規定する主要構造部が木材であり、かつ、在来軸組構法により建築されたものをいう。

(2)　耐震診断　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第２条第１項に規定する耐震診断で、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断（一般診断法又は精密診断法）に基づき行うことをいう。

(3)　耐震診断士　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定により登録を受けている１級建築士事務所、２級建築士事務所又は木造建築士事務所に所属している建築士（同法第２条第２項、第３項及び第４項に規定する１級建築士、２級建築士及び木造建築士をいう。）であつて、千葉県が主催する木造住宅の既存建築物耐震診断・改修講習会又は耐震診断資格者講習（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号）第５条第１項第１号に規定する登録資格者講習、又は当該登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習をいう。）を修了した者をいう。

（補助対象住宅）

第３条　補助の対象となる木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、村内に所在する住宅で次の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

(1)　一戸建ての住宅（併用住宅で店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のものを含む。）

(2)　平成１２年５月３１日以前に建築され、又は着工された木造住宅

(3)　地階を除く地上２階建て以下の住宅

(4)　賃貸を目的としない住宅

(5)　この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象者）

第４条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1)　補助対象住宅の所有（共有を含む。）をする個人であつて、当該住宅に居住するもの。

(2)　村税及び国民健康保険税（以下「村税等」という。）を滞納していない者

（補助金の交付額）

第５条　補助金の交付額は、耐震診断機関が行つた耐震診断に要した費用の３分の２以内で、８万円を限度とする。ただし、その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助対象者は、規則第５条の規定により、長生村木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1)　住民票の写し

(2)　補助対象住宅の登記事項証明書又は所有者が確認できる書面

(3)　補助対象住宅の建築確認済証の写し又は建築年月日が確認できる書面

(4)　補助対象住宅の位置図、配置図、平面図及び立面図（立面図がない場合は、写真）

(5)　耐震診断機関による耐震診断費用の見積書又は契約書の写し

(6)　耐震診断士の建築士免許証の写し及び耐震診断士が受講した修了証の写し

(7)　村税等納税調査同意書

(8)　その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　村長は、前条の規定による交付申請があつたときは、規則第６条の規定により、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとし、決定したものについては長生村木造住宅耐震診断費補助金交付（不交付）決定通知書（別記第２号様式）をもつて、当該申請をした者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第８条　前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、通知を受けた後に交付申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、規則第７条の規定により、長生村木造住宅耐震診断費補助金変更等承認申請書（別記第３号様式）に変更内容を証する書類を添えて村長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　村長は、前項の規定による変更又は中止若しくは廃止を承認し、又は不承認したときは、長生村木造住宅耐震診断費補助金変更等承認（不承認）通知書（別記第４号様式）により通知するものとする。

（実績報告書）

第９条　交付対象者は、規則第１５条の規定により、耐震診断が終了したときは、速やかに長生村木造住宅耐震診断費補助金実績報告書（別記第５号様式）に、次に掲げる関係書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)　耐震診断士が作成した耐震診断結果報告書の写し

(2)　耐震診断に要した費用の領収書又は請求書の写し

(3)　耐震診断契約書の写し

(4)　その他村長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第１０条　村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、規則第１７条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、長生村木造住宅耐震診断費補助金交付額確定通知書（別記第６号様式）により速やかに交付対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１１条　前条の規定により通知を受けた交付対象者は、規則第１８条の規定により、長生村木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（別記第７号様式）に交付確定通知書の写しを添えて村長に提出するものとする。

（補助金交付の取消し）

第１２条　村長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、規則第２０条の規定により、交付決定されている補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金を他の用途に使用したとき。

(3)　補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第１３条　村長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、規則第２１条の規定により、長生村木造住宅耐震診断費補助金返還命令書（別記第８号様式）により期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月２７日告示第２７号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行前に受けた申請については、なお従前の例による。

附　則（平成２４年６月２９日告示第５５号）

この告示は、平成２４年７月９日から施行する。

附　則（平成２７年３月３１日告示第２８号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成３０年３月１３日告示第５号）

この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月１０日告示第６号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。